

令和2年3月24日

生徒・保護者各位

山形県立山形中央高等学校
校長 齋藤和哉

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等について（その4）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、3月14日に「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について（その3）」の文書を配布いたしましたが、本日、新たに3月23日付で県より「学年末休業・学年始休業等における生徒の活動について」の通知が入り、学年末休業・学年始休業の期間中、感染予防の徹底を図りながら、新学期に向けて学校教育活動の一部を再開するように指示がありました。これを踏まえて、3月25日から学校での活動を一部再開いたします。なお、これまで同様に新学期が始まるまでの期間中、生徒の皆さんは感染予防に留意し、しっかりした生活を送るように、また、保護者の方々には引き続き、お子様の健康管理や生活のご指導をよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 学年末休業・学年始休業 令和2年3月24日（火）～4月7日（火）（15日間）
- 2 生活について
 - ①部活動については、別紙生徒指導部からの指示に従うこと。
 - ②課題の質問等、部活動以外で学校に来る生徒は、保護者から学校に連絡をしてもらうこと。（用事の内容、時間帯等）
 - ③本校生徒の本分を守り、規律ある生活を行うこと。
 - ④不要不急の外出を避け、以前配布した保健部からの指示に従うこと。
 - ⑤学習については、各教科の指示・課題等により計画的に行うこと。
 - ⑥担任（始業式までは前年度担任）及び学校との連絡を密にし、検温と健康観察を毎日行い、変化があった場合にはすぐ担任に報告すること。また、感染が疑われる場合には、県の「帰国者・接触者相談センター」に連絡すること。
- 3 その他
 - 新学期以降の生徒の活動等については、分かり次第「連絡m o b i」等を通してご連絡いたします。

問い合わせ先	山形県立山形中央高等学校
	教 頭 石野森 孝弘
	電 話 023-641-7312